

小田原市人権施策推進懇談会（第5回） 会議録

■日 時 平成28年5月30日（月） 午前10時～午後0時15分

■会 場 小田原市役所本庁舎 3階 301会議室

■出席者

委 員：吉田座長、井上構成員、大石構成員、斎藤構成員、高野構成員、浜田構成員、
成木構成員、樋口構成員、泰田構成員（欠席者：出口構成員）

事務局：【健康づくり課】吉川係長 【保育課】大井副課長、峯田主査

【子育て政策課】府川副課長、齋藤係長

【人権・男女共同参画課】松浦課長、高橋係長、八木主査

■傍聴者 0人

■会議内容

報告事項

事務局（松浦課長）（報告）

本日は9名の出席者がおり、構成員が2分の1以上出席していることから小田原市人権施策推進懇談会設置要綱第7条の規定により、会議が成立したことを報告し、配布資料について確認した。

議題（1）子どもの人権に関する所管課の取組について

事務局（吉川係長）（資料1をもとに説明）

妊娠の届出から就学前の一連の母子保健事業について、時系列に母子健康手帳の交付、ママパパ学級、新生児訪問、各種健診、事後検診、コアラ・カンガルー親子教室及び個別心理相談等説明。併せて医療機関や各行政機関と連携して事業展開が成されていることを説明した。

大石氏（質問）

在留資格のない方への母子手帳の交付等、対応はどのようにしているのか。

事務局（吉川係長）（回答）

母子手帳については課内で相談し基本的には交付している。健診も受けられるようになっている。ただ予防接種については副反応が出た場合の補償問題があり対応できない。ひとり希望者がいたが自費にて接種していただいた。

井上氏（質問）

日本語のスピーカーでない方の相談対応はどのようにしているのか

事務局（吉川係長）（回答）

大抵、日本語が話せる知人等が帯同してくださっている。ただこちらの用件で伺わなければならないときは、人権・男女共同参画課や文化政策課等に通訳の手配等お願いしている。

井上氏（質問）

医療通訳の支援は受けられるのか

事務局（吉川係長）（回答）

受けられる。しかし実情は知人関係に頼っていることが多いのが現状である。

斎藤氏（質問）

養育機関の紹介を、つくしんぼ教室、ほうあんふじとかあるが、ほかにもあるか

事務局（吉川係長）（回答）

ほかにもこゆるぎ等あり、ご提示させていただき見学等していただいて、お子さんと保護者の方に選んでもらっている。

斎藤氏（質問）

つくしんぼ教室、ほうあんふじはずっと通えるのか。近くにあるが週2回位しか受け取ってもらえないと近所の母親から聞いている。

事務局（吉川係長）（回答）

ほうあんふじは「通所」という形になれば毎日通うことは可能。幼稚園や保育園に通いながら週2回通うデイサービスもある。つくしんぼ教室も基本的には週2回の参加となっているはずである。

成木氏（質問）

健診についての説明はありましたが、予防接種についてはどのようなようになっているのか

事務局（吉川係長）（回答）

小田原市では現在9種類のワクチンを受けられるようになっている。以前は生後すぐBCG(結核予防)を接種することを推奨していたが、現在ヒブ、インフルエンザや肺炎球菌ワクチンの必要性を説いている。その後、ポリオを含めたジフテリア、破傷風、百日せきの四種混合ワクチン接種を勧めている。その後に結核予防という勧め方をしている。また小田原市で出生の届け出をされると「予防接種と子どもの健康」という冊子をお配りしている。当市以外で出生届けをされた方については、新生児訪問等の際にお渡ししている。なるべく2か月になる前に訪問を行い冊子を渡せるようにしている。

吉田氏（質問）

妊娠届出が漏れた場合の対応は

事務局（吉川係長）（回答）

病院に受診してから母子手帳を受け取られる方も増えている。こればかりは自己申請によるもので、母子手帳を受け取らず流産や中絶されてしまう方もいる。

事務局（大井副課長）（資料2をもとに説明）

待機児童の解消について

前提として市内に35の保育関係の施設がある。保育所が31、認定子ども園が2、小規模保育事業が2となっており、定員が3,245人(保育定員)に対して4月の入所状況は3,210人となっている。人権の部分だけでなく児童の心身の発達や保護者支援という性格を含めての説明となる。

保育所の入所を希望する家庭は平成25年度までは若干減少傾向であったが平成26年度からは増加傾向にあり、過半数は0歳児、1歳児であり、小田原市においても待機児童が発生している。平成23年度以降、施設の増改築、市立保育所の事務室を改修、分園の開園等による定員増を行ってきた。また平成27年度は「子ども・子育て支援新制度」の施行により、認可外保育施設のうち3園を認可保育所へ、2園を小規模保育事業へ移行し148人の定員増をはかった。平成28年4月では認可外保育施設の認定子ども園移行により12人の定員増となった。今後も小規模保育事業2施設を整備する予定である。

「延長保育」、「一時預かり」及び「病児・病後児保育」についてそれぞれの事業特徴に

ついて資料2に基づき説明

浜田氏（質問）

待機児童について現在確定値は出ていないかもしれないが、どのような状況か。

事務局（大井副課長）（回答）

あくまで見込みだが若干増えて22人である。

浜田氏（質問）

関連して保育士は足りているか。

事務局（大井副課長）（回答）

足りているか、と言われると不足している。新採用についてはそれなりにあるが、経験を積んだ方が少ない。

吉田氏（質問）

関連で「昇給の面や雇用条件の面で厳しいのかな」と思うときがある。雇用はどのようにしているのか

事務局（大井副課長）（回答）

民間の雇用状況はなかなか把握しきれない中で、「短時間雇用」等いろいろな対策をしている。アンケートを取るとお金の関係は上位にはあるが決して一番ではない。一日保育を行った後に残務処理があったりと「働き方」についての回答が多い。離職防止等処遇面での対応が必要と考えている。経験年数に応じた給与表等を作る等処遇改善に努めている。

吉田氏（質問）

公立の保育所でも弾力的な雇用はあるのか

事務局（大井副課長）（回答）

「短時間勤務」や「扶養の範囲内で働きたい」等の声に対応している。

泰田氏（質問）

市内の会社(事業所)で独自に保育所をもっているところはあるか

事務局（大井副課長）（回答）

病院で5か所、その他事業所で1か所持っている。国も助成策を打ち出しているので今

後増えていく可能性がある。

事務局（子育て政策課 齋藤係長）（資料3-2、3-1の順に説明）

資料3-2 児童相談事業から説明

児童福祉法第10条第1項第3号の「児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと」が主な事業内容となる。

相談体制としては子育て政策課こども相談係4名で対応をしている。このうち児童相談員については、非常勤特別職であり、週4日、7時間15分勤務となっている。

児童相談の取扱い状況であるが、平成27年度の実績については、全体で225件、そのうち虐待を含む「養護相談」が164件と最も多く、「保健相談」0件、「障害相談」2件、「非行相談」0件、「育成相談」20件、「その他」39件であった。直近の3年間でいうと相談件数は若干減少傾向にある。

虐待相談の内容（平成27年度）については、「身体的虐待」が17件で全体の12.6%、「ネグレクト」が69件で同51.1%、「心理的虐待」が48件で同35.6%、「性的虐待」が1件で同0.7%となっている。虐待相談の件数においても、この3年間で減少傾向となっている。全体的な傾向として「ネグレクト」が数的に最も多くなっており、同じ虐待の通告を受けている児童相談所（心理的虐待が多い）とは違う傾向にある。

年齢別においては、0歳から6歳までの、いわゆる「乳幼児」が高い割合となっており、平成27年度は、55.6%（75件）となっている。

資料3-1 小田原市要保護児童対策地域協議会について説明

児童福祉法第25条の規定により設置。要保護児童（保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当と判断される児童）、要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と考える児童）、特定妊婦（出産後の児童養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）に対する支援内容に関する協議等を行っている。

構成機関については、福祉分野のほか、教育、人権など資料記載の計26機関となっている。

会議の構成・内容については「代表者会議」、「実務者会議」、「個別ケース検討会議」の3層構造となっている。平成27年度の実績については資料のとおり。

事務局（子育て政策課 府川副課長）（資料3-3の説明）

子育て支援拠点管理運営事業（事業内容、設置概要、利用状況）について説明。児童福祉法第6条の3第6項に規定する相互交流の場として4センター（タウンセンター内3か所、民間施設を賃借1か所）を開設しており、それぞれ民間事業者に委託している。利用状況については規模、近隣に大型商業施設がある等の関係で、マロニエが一番多くなっている。直近3年間の利用状況は、全体として微増傾向である。

別添資料（昨年度、二宮町と共同で作製した子育てマップ及び子育てカレンダー）について説明。

大石氏（質問）

虐待相談の年齢別について虐待を受けている児の年齢とのことであるが、相談は受けているのか

事務局（齋藤係長）（回答）

市への連絡の多くは、子どもの所属機関からの連絡である。健診の予定月に来ない。親と連絡が取れない等、「あれ？」と思った時点で連絡をいただけるような連携体制ができています。そのような連絡があった場合、話を伺った上で、必要に応じて調査等の虐待対応をしていく。

吉田氏（質問）

ネグレクトの対応はどうなるのか

事務局（齋藤係長）（回答）

ネグレクトと言っても、登校(園)しない、健診や予防接種を受けない等、内容は多岐にわたっている。具体の心配な点だけでなく、なぜそのようなことが起こっているのか、その背景も調査して必要な対応をしている。

大石氏（質問）

子どもたちがそういう状況にあることを第一に発見することが大切である。地域の中で活動しているNPOとか子どもを預かっている施設とか等連携はあるのか

事務局（齋藤係長）（回答）

状況により、そのような機関と連携することは当然あり得る。例えば、隣人や家主など、公的機関ではないかたとも、個人情報取り扱いに注意しつつ、連携している例もある。

吉田氏（質問）

実務者会議の対象児童数がのべ数字であるが、実数はもっと少ないのか

事務局（齋藤係長）（回答）

年間四回の各会では重複しないが、年間を通してでは重複している。支援が進み、状況が改善したため、年度後半の会議ほどケース数が減少している。

議題（２）小田原市の人権施策に関する取組状況について

事務局（松浦課長）資料４、５に基づき概要を説明

今回掲載している事業は１７１事業（再掲７０事業）。対象事業の所管課は２１課である。

人権施策の分類「１ 人権教育・啓発の推進」については主に学校教育、社会教育、市民啓発、職員研修に関連した事業

「２ 相談・支援の充実」については子ども、女性、青少年などの相談体制の構築・実施に関連した事業

「３ 市民団体や関係諸機関との連携」については資料№５５～№６０に記載

「分野別施策について」については「女性の人権」、「子どもの人権」、「高齢者の人権」、「障害者の人権」、「同和問題」、「外国籍市民の人権」、「ホームレスの人権」、「患者等の人権」、「犯罪被害者等(加害者も含む)」、「インターネット等による人権侵害」及び「さまざまな人権課題」にかかる事業について取り上げている。

大石氏（質問）

この指針について、例えば達成度を見るために目標値とかは定めていないのか。

事務局（松浦課長）（回答）

特に目標値とかは設定されていない。

大石氏（意見）

今後の進め方として、今日やった項目(子どもの人権)の後を進行していくのか。生きた会議にするにはリアルタイムで進行している問題に漏れなく対応していく必要があるのではないか。ヘイトスピーチの問題で川崎がダメだから他でやろうとなった場合、どうするかということがある。

吉田氏（意見）

このたび法律が出来て、6月初旬に集会を予定しているところがあるようだが公園とか道路の使用許可を出すな、という動きがある。しばらくはどのような対応するのか見てみたい。ここでは具体的に深く議論はできないが、こういう話題が出ていることについて市としての取り組み状況の案内が出てよいのでは、と思う。今の時代で問題になっていることも取り上げていってもよいのでは。資料をざっと読んだだけでわかる項目もあるので、会議の残った時間を利用して話し合ってもよいのではとも思う。

ヘイトスピーチの小田原市としての対応を議題にしたらいかがかという提案が出ているが、みなさんはどう考えるか。

大石氏（意見）

ヘイトスピーチに限らなくてもよいのだが。いろいろな問題が突然出てきた場合、議論がこの場でできるということが大事なのでは。

吉田氏（意見）

議論してよいのだが、ただ議題はご提案があり、それについて合意がなければならぬ。

大石氏（質問）

座長に例えば「今こういう問題があるのだけれど」と事務局と打ち合わせていただくことができるのか。

吉田氏（回答）

事務局というよりもこの場でみなさんが、「この議題は議論に値する。」と考えた場合、次回の懇談会で実施するというのはあるかと思う。

成本氏（意見）

報告内容によっては全部説明していただかなくてもわかることもあり、例えば子育ての関係などその年代の人たちに大きく関係はするが、自分たちにはピンとこない項目もある。少し時間の余白を残していただいでほかの議論するなどしたい。

吉田氏（質問）

子育て等その世代にしか分からない情報を耳にすることができて個人的には有効であった。あらかじめ事務局と担当課等との調整を行っておかないと実効性のある会議は運用できない。実際「ヘイトスピーチ」となるとどこが主管課となるのか

事務局（高橋係長）（回答）

当課になると思う。ただまだ走り始めのところもあり、次回の会議(8月末を予定)で出来るか?というところがある。

吉田 (質問)

具体的な提案を受けたら、大石さん、やりますか?

大石 (意見)

表現の自由で集会をやりたいって人の対応を議論しておかないと大変なことになる。行政内部だけで検討しないでこういう場で議論することが大事なのかと思う。

井上氏 (意見)

議論したいからやるというわけではなく、(ヘイトスピーチは) あってはならないこと。ことが起きたら小田原市は全国ネットに乗ってしまう。行政の責任ではないがトップは小田原市ということで議論の必要性はあると思う。

秦田氏 (意見)

この市の会議で出たというだけでも意義がある。

吉田氏 (意見)

次回、または今後(8月、10月、12月の予定)の会議でできるだけ早く、どの程度のボリュームになるかわからないが話題にしていこう。

事務局 (高橋係長) 意見

この会議は今回2年目でどんな議論があったか総括するという作業もやっていかなければならない。そのあたりのことも座長と相談しながら考えていきたい。

議題 (3) その他について

事務局 (八木主査) (説明)

次回の会議は8月29日(月) 午前10時から 市役所301会議室で開催予定。内容は「高齢者の人権」の予定

以上